# 国民健康保険と後期高齢者医療制度のお知らせ

## ●7月末までに新しい被保険者証を郵送します

現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日(土)です。8月1日(日)以降は、今回郵送する新しい被保険者証を医療機関等の窓口に提示してください。

#### 国民健康保険加入者

- •世帯主宛に世帯の被保険者分を同封して郵送します。
- 有効期限が切れた被保険者証は、住民課へ返却するか各自破棄してください。
- 70歳~74歳の方は、被保険者証と高齢受給者証が一体となった証を郵送します。自己負担割合は、令和2年中の所得などによる判定で2割または3割となります。

#### 後期高齢者医療保険加入者

- 被保険者宛に郵送します。
- 有効期限が切れた被保険者証は、住民課へ返却してください。
- ・自己負担割合は、令和2年中の所得などによる判定で1割または3割となります。

## ● 「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 について

認定証をあらかじめ医療機関などの窓口に提示することで、1か月の医療費の支払いが一定額にとどまります。また、住民税非課税世帯の方は入院時の食事代が減額になります。

#### 国民健康保険加入者

- ・現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(土)です。8月以降も認定証が必要な方は、8月2日 (月)以降に住民課国保年金係で申請をしてください。
- 70歳~74歳の方で令和3年度の所得区分が現役並み所得者Ⅲまたは一般に該当する方は、被保険者証 兼高齢受給者証が認定証を兼ねるため、申請は不要です。

#### 後期高齢者医療保険加入者

- 過去に認定証の交付を受けたことがあり、令和3年度の所得区分が現役並み所得者 |、|、または低所得区分に該当する方は、認定証を被保険者証に同封して郵送します。
- 令和3年度の所得区分が現役並み所得者Ⅲまたは一般に該当する方は、被保険者証が認定証を兼ねるため、認定証は交付されません。

※所得区分については、被保険者証に同封するパンフレットをご覧ください。

## ●保険税(料)を滞納すると…

保険税(料)を滞納すると、通常よりも有効期限の短い「短期被保険者証」に切り替わります。納付がさらに滞ると、被保険者証ではなく「資格証明書」が交付され、医療費の全額を一時的に自己負担していただきます。 事情により納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。

ビジネスシーンや法事・慶事・自治会の集会などに ...

仕出し割烹・手打ちそば

## **指定のお時間・場所に配達します!**

条件がございます。詳しくはホームページにて



日時やご予算など お気軽にご相談ください 利美

栃木県河内郡上三川町上三川 4665-2

TEL/FAX: 0285-56-7336

https://toshimi-kappo.com/



### ●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品とは?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許期間終了後、新薬と同じ有効成分を含み、同じ効能・効果を持つ医薬品のことです。新薬に比べ価格が安く、薬代の負担を軽減することができます。

・ジェネリック医薬品差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、一定額以上軽減されると見込まれる方に「ジェネリック医薬品差額通知」を送付しています。この通知は、薬にかかる自己負担額がいくら安くなるかをお知らせするものです。

ジェネリック医薬品 の利用については、 医師や薬剤師に相談 しよう。



薬の選択や用法・用量については、薬局の薬剤師などの専門家に相談しよう。また、症状の改善が思わしくない場合には医療機関等を受診しよう。



### ●セルフメディケーションの推進について

・セルフメディケーションとは?

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は 自分で手当てすることをセルフメディケーションといい ます。

日頃から健康増進に努め、軽度な症状のときは市販薬を上手に活用しましょう。健康の維持・管理に自ら積極的に取り組むことが、病気の予防と医療費の適正化につながります。

## ●ポリファーマシーについて ~たくさんの薬を服用していませんか?~

・ポリファーマシーとは?

たくさんの薬を服用することにより、副作用や体調に好ましくない影響を起こすことをポリファーマシーといいます。高齢者では、処方される薬が6つ以上になると、副作用を起こす人が増えることが分かっています。

お薬手帳は1冊にまとめましょう

お薬手帳は、同時に複数の医療機関や薬局を利用している場合でも、 1冊にまとめましょう。薬の重複や飲み合わせなどをチェックすることができます。

▼問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎569134





相続対策【遺言・遺産承継】認知症対策【後見·家族信託】 無料・出張相談にも応じます。



司法書士
ゆい総合法務事務所

河内郡上三川町しらさぎ1-25-7 TEL:0285-37-9742 上三川 司法書士 🔍

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。